

平成 30 年度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男 鹿 市 監 査 委 員



監 第 34 号  
平成30年11月19日

男 鹿 市 長                    菅 原 広 二 様  
男鹿市議会議長                吉 田 清 孝 様  
男鹿市教育委員会教育長      栗 森 貢 様

男鹿市監査委員   鈴 木 誠

男鹿市監査委員   米 谷 勝

#### 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成30年度の財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。



# 目 次

I 監査の対象団体と執行年月日	1
II 監査の着眼点	2
III 監査の方法	2
IV 監査の結果	3

## 【財政援助団体】

・おが東海岸推進協議会	4
・社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会	5
・男鹿市防犯協会	7
・一般社団法人 男鹿市観光協会	8
・宮沢海水浴場組合	9
・北海道旅客鉄道株式会社 法人旅行札幌支店	10
・男鹿市商工会	11
・船川港クルーズ船寄港歓迎実行委員会	12
・一般財団法人 男鹿市体育協会	13
・男鹿市陸上競技協会	14
・男鹿市中学校体育連盟	15
・男鹿市民憲章推進協議会	16
・男鹿森林組合	17
・秋田県漁業協同組合	18
・男鹿市農業再生協議会	19
・農事組合法人 いりあいファーム滝の頭	20
・株式会社 おがフロンティアファーム	21

## 【指定管理者】

・公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター（男鹿市斎場）	22
・一般財団法人 男鹿市体育協会（男鹿市体育施設）	23



## I 監査の対象団体と執行年月日

平成30年度の財政援助団体等監査は、平成29年度において市が財政的援助を行った団体の中から、次の団体を抽出して実施した。

財政援助団体名	補助金の名称	交付額（円）	所管課所	執行年月日
おが東海岸推進協議会	「四つのそば」浜間口の創生事業費補助金	1,500,000	企画政策課	平成30年 10月2日
社会福祉法人 男鹿市 社会福祉協議会	男鹿市社会福祉協議会事業費補助金	15,000,000	福祉課	
	社会福祉活動専門員補助金	2,240,000		
男鹿市防犯協会	男鹿市防犯協会補助金	482,000	生活環境課	
一般社団法人 男鹿市 観光協会	一般社団法人 男鹿市観光協会補助金	3,274,000	観光課	
宮沢海水浴場組合	宮沢海水浴場組合補助金	500,000		
北海道旅客鉄道株式会社 法人旅行札幌支店	男鹿市教育旅行誘致事業補助金	926,000		
男鹿市商工会	男鹿市商工会運営費補助金	4,873,000	男鹿まるごと 売込課	
船川港クルーズ船寄港 歓迎実行委員会	船川港クルーズ船寄港歓迎行事補助金	3,821,456		
一般財団法人 男鹿市 体育協会	男鹿市体育協会活動費補助金	351,000	文化スポーツ 課	
男鹿市陸上競技協会	全県駅伝補助金	450,000		
男鹿市中学校体育連盟	第66回秋田県中学校体育大会派遣費補助金	682,068	学校教育課	
男鹿市民憲章推進協議会	男鹿市民憲章推進協議会補助金	1,072,000	生涯学習室	
男鹿森林組合	森林整備推進費補助金	774,688	農林水産課	平成30年 10月4日
秋田県漁業協同組合	栽培漁業定着強化事業費補助金（ガザミ種苗放流）	558,000		
男鹿市農業再生協議会	転作団地化育成事業費補助金	10,016,700		
農事組合法人 いりあい ファーム滝の頭	園芸拠点整備事業費補助金	59,610,000		
株式会社 おがフロン ティアファーム	園芸拠点整備事業費補助金	13,858,000		

また、平成29年度において、指定管理者として公の施設の管理・運営を行った団体の中から次の団体を抽出し、実地監査を実施した。

指定管理者名	施設名	指定管理料 (円)	実施場所	執行年月日
公益社団法人 男鹿市シルバー 人材センター	男鹿市斎場	20,842,000	男鹿市シルバー人 材センター	平成30年 10月3日
一般財団法人 男鹿市体育協会	男鹿市体育施設16施設 ○総合運動公園：野球場、テニ スコート、陸上競技場、多目 的広場、総合体育館、弓道場 ○B&G海洋センター：体育 館、プール ○金川近隣公園：プール、健康 の広場 ○船越近隣公園：すもう場 ○若美中央公園：若美総合体育 館、球場、管理事務所、若美 スキー場 ○若美球場：野球場	76,600,000	男鹿総合運動公園 総合体育館	平成30年 10月4日

## II 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて実施した。

(補助金関係)

- ・財政援助団体及び所管する各課所の補助金交付手続は、条例、規則、要綱等に基づいて適正に行われているか。
- ・補助金は、交付目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金に係る会計処理は、適正に行われているか。
- ・会計処理上の責任体制は、明確であるか。

(指定管理関係)

- ・指定管理者及び所管課の協定手続きは、条例、規則、要綱等に基づいて適正に行われているか。
- ・指定管理業務に係る会計処理及び施設の管理・運営は、適正に行われているか。
- ・施設の利用状況はどうか。

## III 監査の方法

事前に所管課所へ補助金等の交付に係る資料の提出を求め、監査対象とする財政援助団体については、実績報告書、決算報告書及び関係諸帳簿類の照合を行うとともに、担当職員から詳細な内容等について聴取し、監査を行った。

また、指定管理者については、指定管理料の出納処理及び運用、施設の管理・運営が適正に行われ、住民福祉等の面から十分な効果を発揮しているか等を検証するため、指定管理者及び市の担当職員の同席の下で、実地監査を行った。



## IV 監査の結果

### 1 財政援助団体

財政援助団体に交付された補助金については、概ねその目的に沿って管理執行されており、出納その他の事務は適正に処理されているものと認められるが、一部において、次のとおり、是正すべき事項がみられた。

- (1) 財政援助団体に対する補助金から、さらに下部組織に補助金を交付する「再補助」を行っている場合、財政援助団体への交付申請や実績報告がなく、受領書の提出のみで、その使途の確認が行われていない。
- (2) 補助金の受入通帳が、財政援助団体の名義ではなく、個人名義となっている。
- (3) 補助事業に係る経費と補助事業以外の通常の経費の出し入れが同一の通帳で行われており、経理の区分が不明確となっている。
- (4) 補助金の受払のチェックが不十分だったことから、一部の支出が大きく遅れ、翌年度に行われている。
- (5) 補助事業による行事の開催経費に、酒食を伴う経費が含まれている。
- (6) 実績報告については、男鹿市補助金等交付規則で、「補助事業が完了したときは速やかに市長に報告しなければならない」と規定されており、各補助金の交付要綱においても同様に規定しているが、報告書の提出が遅延している例が多く見受けられる。

### 2 指定管理者

監査の対象とした指定管理者 2 団体において、施設の管理・運営は適正に行われていると認められるが、このうち 1 団体については、人件費の全額が指定管理料から支出されているので、団体が本来行う一般業務に係る人件費については、指定管理料以外の収入をもって充てるべきと考えられる。

### 3 その他

事務処理上の軽微な誤りや不備な点については、監査時に担当職員に口頭で指導し、又は改善を要望した。

以下、各財政援助団体、指定管理者の監査内容は、次のとおりである。

# おが東海岸推進協議会

## 1 補助金の名称

「四つのそば」浜間口の創生事業費補助金  
(地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金)

## 2 補助金の交付額

1, 500, 000円  
(一般財団法人地域活性化センター 1, 500, 000円)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市総務企画部企画政策課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

豊かな自然や景観を活かした地域団体の自主的、主体的な事業を支援し、新たな地域創生モデルの構築を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・「四つのそば」(海のそば・川のそば・山のそば・蕎麦のそば)をキーワードに、男鹿中浜間口地区の魅力を活かした観光拠点づくりと地域活性化のため、古民家を改修したそば店を立ち上げ、地域おこしにつながるイベントを実施する。

### (2) 実績

- ・農家レストラン「浜のそば」が平成29年9月に開業し、9月から12月の土日祝日に営業した。(来客数675名)
- ・オープンイベント、収穫祭、大学生に対する学外学習支援等を実施した。  
(収穫祭の参加者120名)
- ・食・観光資源としての「四つのそば」を核とした散策ルートを開発した。
- ・地域住民の積極的な参加・協力により自信の獲得につながった。

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	2, 525, 036円 (市補助金の比率0%)
支 出	2, 525, 036円
差 引	0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

補助事業終了後の自立的な経営と活動の定着化はもとより、周辺の観光スポットと連携した男鹿半島北東部の新たな観光ルートづくり等に向けた、継続的な支援を望むものである。

# 社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

## 1 補助金の名称

男鹿市社会福祉協議会事業補助金

## 2 補助金の交付額

15,000,000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

社会福祉に関する事業費の一部を補助することにより、地域福祉活動、福祉啓発活動の推進及び低所得世帯等の支援を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・地域福祉活動事業（ふれあいいきいきサロン、福祉パトロール等）
- ・福祉啓発活動推進事業（ボランティア情報収集、福祉マップ作成等）
- ・低所得者等支援事業（生活福祉資金貸付・相談等）

### (2) 実績

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など社会情勢の変化に伴い、支援の対象者が増加する中、年齢等を区切らず広く市民を対象とした福祉活動を推進したほか、災害ボランティア講座の開催など、緊急時への備えとして有効な活動を実施した。

## 6 事業収入、支出の状況

収入	31,564,000円	(市補助金の比率 47.5%)
支出	31,564,000円	
差引	0円	

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

補助金交付要綱で定める実績報告書の提出期限が「事業終了後速やかに」とされているが、別表では「事業完了後」となっていることから、報告が遅延しており、期限を明確に示すなど、速やかに提出するよう是正されたい。

# 社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

## 1 補助金の名称

社会福祉活動専門員補助金

## 2 補助金の交付額

2, 240, 000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

心配ごと相談所等での相談業務にあたる社会福祉活動専門員の人件費の一部を補助し、社会福祉協議会の機能強化を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・社会福祉協議会において福祉活動専門員1名を配置し、年齢や制度を区切らず幅広い相談に対応するとともに、関係機関と連携し、問題解決を図る。

### (2) 実績

・心配ごと相談 97件

・資金貸付事業 18件

## 6 事業収入、支出の状況

収 入 6, 690, 109円 (市補助金の比率33.5%)

支 出 6, 690, 109円

差 引 0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

補助金交付要綱で定める実績報告書の提出期限が「事業終了後速やかに」とされているが、別表では「事業完了後」となっていることから、報告が遅延しており、期限を明確に示すなど、速やかに提出するよう是正されたい。

# 男鹿市防犯協会

## 1 補助金の名称

男鹿市防犯協会補助金

## 2 補助金の交付額

482,000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市市民福祉部生活環境課団体等に対する補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

関係機関、団体と連携しつつ自主的防犯活動を積極的に推進することにより、犯罪のない明るく住みよい地域社会の建設を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・各支部への活動費の交付（30,000円×10支部＝300,000円）
- ・防犯パトロール、街頭広報活動、地域安全活動などの実施
- ・男鹿市安全・安心まちづくり市民大会の開催

### (2) 実績

- ・防犯パトロール活動 76回
- ・男鹿市安全・安心まちづくり市民大会の参加者数 約150人

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	610,599円 (市補助金の比率 78.9%)
支 出	486,416円
差 引	124,183円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、実績報告書について、補助金交付要綱では「事業年度終了後速やかに提出すること」と規定されているが、提出が遅延しているため、速やかに提出するよう是正されたい。

# 一般社団法人 男鹿市観光協会

## 1 補助金の名称

一般社団法人男鹿市観光協会補助金

## 2 補助金の交付額

3, 274, 000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市産業建設部観光商工課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

観光客の誘致、誘客宣伝及び各種行事の励行により、観光振興を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・誘客宣伝事業、情報発信事業、受入対策事業、観光客誘客宣伝及びイベント開催、環境美化活動などの実施

### (2) 実績

観光キャラバンへの参加、JR 秋田駅でのお出迎え等により男鹿への誘客を図ったほか、船川港でのクルーズ船着岸時に観光案内ブースを設置し、市内観光の促進を図った。また、鯛まつりの開催等により、多くの観光客に男鹿の魅力を発信した。

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	33, 680, 900円 (市補助金の比率9. 7%)
支 出	32, 732, 645円
差 引	948, 255円

## 7 監査の結果

本補助事業に係る経費と本補助事業以外の経費が、明確に区分されていないことから、補助金の使途が確認できないので、経理を区分して行うよう是正されたい。

実績報告書について、補助金交付要綱では「補助事業が完了した場合」と規定しており、期限を明確に示していないことから、見直しを検討されたい。

# 宮沢海水浴場組合

## 1 補助金の名称

宮沢海水浴場組合補助金

## 2 補助金の交付額

500,000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市産業建設部観光商工課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

宮沢海水浴場において、観光客と市民との「ふれあいの場」を創出するとともに、市民参加のイベントを通じて、観光振興と地域産業の発展を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・宮沢海水浴場の管理・運営
- ・宮沢海岸夕陽フェスティバルの開催

### (2) 実績

- ・海水浴場の管理が適切になされ、遊泳客の安全が保たれた。
- ・海水浴場の入込数 約23,200人
- ・宮沢海岸夕陽フェスティバルの入込数 約1,500人

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	873,609円 (市補助金の比率57.2%)
支 出	866,179円
差 引	7,430円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、実績報告書については、補助事業が終了してから数か月後に提出されているので、速やかに提出するよう是正されたい。

# 北海道旅客鉄道株式会社 法人旅行札幌支店

## 1 補助金の名称

男鹿市教育旅行誘致助成事業補助金

## 2 補助金の交付額

930,000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育旅行誘致助成事業補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

男鹿市における観光需要の落ち込みに対する底上げと宿泊施設の利用を促進するため、教育旅行を企画・実施した旅行業者又は旅行業者代理業者に補助を行うことで、市内の宿泊施設、観光施設の利用向上を図り、男鹿観光の活性化を図る。

## 5 事業概要と実績

- (1) 男鹿市内に1泊以上し、かつ市内の有料観光施設を2箇所以上利用する教育旅行を企画・実施した旅行業者又は旅行業者代理業者に対して、生徒1人あたり2,000円を補助する。
- (2) 北海道内の2校を対象とした教育旅行が実施され、市内観光の活性化につながった。
  - ・札幌市立平岡中学校 190名 (交付額380,000円)
  - ・札幌市立屯田北中学校 275名 (交付額550,000円)

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	930,000円 (市補助金の比率100%)
支 出	930,000円
差 引	0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。



# 男鹿市商工会

## 1 補助金の名称

男鹿市商工会補助金

## 2 補助金の交付額

4, 873, 000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市産業建設部観光商工課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

組織経営の拡大と強化、運営基盤の安定を通じ、自主的運営並びに地域振興活動や会員の資質の向上への積極的な取り組みを図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・個別企業支援として「情報提供」「現状分析」「解決提案」「実行支援」の4段階に分類し巡回訪問を実施
- ・男鹿市中小企業振興資金の融資あっせん

### (2) 実績

- ・巡回訪問 2, 980件
- ・融資あっせん件数 75件、融資総額 506, 746千円

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	49, 029, 266円 (市補助金の比率9. 9%)
支 出	49, 029, 266円
差 引	0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されていると認められたが、補助金の交付申請及び実績報告の添付書類が簡略化されており、事業計画・実績及び収支予算・決算等の内容の確認を十分に行うことができないので、是正されたい。

# 船川港クルーズ船寄港歓迎実行委員会

## 1 補助金の名称

船川港クルーズ船寄港歓迎実行委員会補助金

## 2 補助金の交付額

3, 821, 456円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市産業建設部観光商工課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

各種歓迎事業を通じ、地域の活性化を図るとともに、クルーズ船の船川寄港を促進し、港湾振興に資する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・クルーズ船の寄港に伴う歓迎行事を実施することにより、船川港を拠点とした地域の賑わいを創出する。

### (2) 実績

・クルーズ船の寄港4回

(5/12 ばしふいっくびいなす、5/20 ブレーメン、8/5・9/7 飛鳥Ⅱ)

・乗客数 2, 025人、ツアー参加者 1, 206人 (内市内ツアー838人)

・埠頭来場者 約3, 400人、船内見学参加者 163人

## 6 事業収入、支出の状況

収 入 4, 031, 057円 (市補助金の比率94.8%)

支 出 4, 031, 057円

差 引 0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

# 一般財団法人 男鹿市体育協会

## 1 補助金の名称

男鹿市体育協会活動費補助金

## 2 補助金の交付額

351,000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

男鹿市体育協会に加盟する各競技団体(26団体)が主催・共催する各種大会に対して支援する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・ 競技団体に対して各種大会の開催に伴う経費を助成する。

### (2) 実績

- ・ 19団体が市民スポーツ大会を開催した。

## 6 事業収入、支出の状況

収入 351,000円 (市補助金の比率100%)

支出 351,000円

差引 0円

## 7 監査の結果

補助金は、男鹿市体育協会を経由し、各競技団体に市民スポーツ大会の開催経費として助成するものである。このうち、19団体は大会を開催しているが、残りの7団体については、開催が確認できない状況であり、また、競技団体からの実績報告を求めていることから、具体的な使途が把握できないので、是正すべきである。

補助金の支出に当たっては、市からの入金後、全額を一括して口座から引き落とし、現金で保管していることから、支出の都度引き落とすなど、その取扱いについて、改善されたい。

# 男鹿市陸上競技協会

## 1 補助金の名称

全県駅伝補助金

## 2 補助金の交付額

450,000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン」にチームを派遣する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・第4回秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたランの出場に伴う、監督・コーチへの謝礼、チーム練習時のシャツ、キャップなどの購入費用を助成する。

### (2) 実績

・本市から2チームが参加し、全34チーム中Aチームは10位(過去最高)、Bチームは25位となった。

## 6 事業収入、支出の状況

収入	473,000円 (市補助金の比率95.1%)
支出	473,000円
差引	0円

## 7 監査の結果

収支決算における支出項目の食糧費のうち、慰労会の開催経費については、酒食を伴う経費が含まれていることから、補助の目的から見て適正と考えられないので、是正されたい。

また、補助金の受入れが、財政援助団体の名義でなく、個人名義の通帳で行われているので、是正されたい。

# 男鹿市中学校体育連盟

## 1 補助金の名称

第66回秋田県中学校体育大会派遣費補助金

## 2 補助金の交付額

682,068円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

秋田県中学校総合体育大会に男鹿市選手団を派遣する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・市内各中学校の生徒が県大会に出場した場合、派遣経費を助成する。

### (2) 実績

・延べ104名が全県大会に出場した。

## 6 事業収入、支出の状況

収 入 682,068円 (市補助金の比率100%)

支 出 682,068円

差 引 0円

## 7 監査の結果

補助金は、男鹿市中学校体育連盟を經由し、各中学校の体育文化後援会等に対して選手の派遣費を助成するものであるが、対象4校のうち、1校の補助金の一部について、連盟から体育文化後援会へ支出が大幅に遅延し、翌年度となっている。

これは、市、中学校体育連盟及び体育文化後援会の各段階における補助金の受入・支出のチェック体制が不十分であったことによるものであり、是正されたい。

# 男鹿市民憲章推進協議会

## 1 補助金の名称

男鹿市民憲章推進協議会補助金

## 2 補助金の交付額

1, 072, 000円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

市民憲章の積極的な実践を支援する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・各地区市民憲章推進協議会への補助金の交付
- ・花いっぱい運動等の実施

### (2) 実績

- ・全市一斉清掃への協力や花いっぱい運動の活動など市民憲章を実践することで、郷土愛と社会連帯性に富むコミュニティの形成や、明るく豊かな住みよい地域づくりに努めた。

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	1, 079, 209円 (市補助金の比率99.3%)
支 出	1, 077, 660円
差 引	1, 549円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、各地区の市民憲章推進協議会への補助金については、実績の報告が行われておらず、用途の確認ができないので、是正されたい。

また、実績報告書については、提出が遅延しており、事業完了後速やかに提出するよう是正されたい。

# 男鹿森林組合

## 1 補助金の名称

森林整備推進費補助金

## 2 補助金の交付額

774,688円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

私有林の森林整備に係る個人負担を軽減することにより、森林整備意欲の向上と私有林の整備促進を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・私有林の整備に係る国・県の補助事業の個人負担分に対して助成する。

### (2) 実績

- ・植栽 2.30ha (2箇所)
- ・下刈 1.08ha (3箇所)
- ・除伐 2.00ha (1箇所)
- 合計 5.38ha (6箇所)

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	1,549,379円 (市補助金の比率50.0%)
支 出	1,549,379円
差 引	0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

# 秋田県漁業協同組合

## 1 補助金の名称

栽培漁業定着強化事業費補助金（ガザミ種苗放流事業）

## 2 補助金の交付額

558,000円（市全額）

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

ガザミの種苗放流をすることにより、漁業資源の維持増大を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

- ・種苗放流に必要な種苗の購入費を助成する。

### (2) 実績

- ・放流箇所 3箇所
- ・放流尾数 船川総括支所管内（若美漁港、船越海岸） 127,000尾  
北浦総括支所管内（五里合漁港） 282,000尾  
合 計 409,000尾

## 6 事業収入、支出の状況

収 入	905,526円（市補助金の比率61.6%）
支 出	905,526円
差 引	0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

長期にわたり継続して種苗放流を行っているものの、ガザミの水揚量、水揚額とも最近は大幅に減少しているため、事業の効果について、検証が必要と思われる。



# 男鹿市農業再生協議会

## 1 補助金の名称

転作団地化育成事業費補助金

## 2 補助金の交付額

10,016,700円 (市全額)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

転作作物の団地化を推進し、複合経営の確立を図る。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・複合経営の確立を図るため、大豆等の作物の団地化や基盤整備地区の地力増進作物の作付けに対し、10アールあたり3,000円を助成する。

### (2) 実績

- ・団地数 52団地
- ・対象面積 3,338,900㎡

## 6 事業収入、支出の状況

収入	10,016,700円 (市補助金の比率100%)
支出	10,016,700円
差引	0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、転作作物の内訳をみると、大豆に大きく偏っているため、より収益性の高い園芸作物への作付誘導等に一層努められるよう要望する。

# 農事組合法人 いりあいファーム滝の頭

## 1 補助金の名称

園芸拠点整備事業費補助金

## 2 補助金の交付額

59,610,000円

(うち国3,137,000円、県37,650,000円、市18,823,000円)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

園芸品目の更なる生産拡大を図るため、メガ団地の取り組みに加え、複数団地を組み合わせて販売額1億円を目指す新たなタイプの「園芸拠点」の整備を支援する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・「ねぎ」の生産・加工・出荷等に要する施設・機械の導入費等を助成する。

### (2) 実績

・国庫補助事業 パイプハウス3棟、移植機2台、根葉切り機1台

・県補助事業 格納庫2棟、舗装・灌水・電気工事一式、堆肥置場1棟、トラクタ1台、フォークリフト1台、ホイールローダー1台  
パイプハウス施工費一式、施工管理費一式

## 6 事業収入、支出の状況

収 入 85,393,201円 (市補助金の比率22.0%)

支 出 85,393,201円

差 引 0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

# 株式会社 おがフロンティアファーム

## 1 補助金の名称

園芸拠点整備事業費補助金

## 2 補助金の交付額

13,858,000円

(うち国2,670,000円、県7,460,000円、市3,728,000円)

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

園芸品目の更なる生産拡大を図るため、メガ団地の取り組みに加え、複数団地を組み合わせて販売額1億円を目指す新たなタイプの「園芸拠点」の整備を支援する。

## 5 事業概要と実績

### (1) 事業概要

・「ねぎ」の生産・加工・出荷等に要する施設・機械の導入費等を助成する。

### (2) 実績

・国庫補助事業 移植機2台、収穫機1台

・県補助事業 トラクタ1台、畦形成機1台、施肥用アタッチ1台、管理機4台、ねぎ皮むき機2台、フォークリフト1台、ねぎ台車5台

## 6 事業収入、支出の状況

収 入 19,577,268円 (市補助金の比率19.0%)

支 出 19,577,268円

差 引 0円

## 7 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

# 男鹿市斎場

(指定管理者：公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター)

## 1 根拠条例

男鹿市斎場条例

## 2 指定管理料

20,842,000円

## 3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市斎場の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市斎場の管理に関する年度協定書

## 4 管理の対象業務

- (1) 火葬及び焼却に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

## 5 使用料

男鹿市斎場条例により、市が使用料を徴収する。

## 6 実績

平成29年度利用件数	火葬	674件	(前年度比97.5%)
	汚物炉	187件	(前年度比79.2%)

## 7 事業収入、支出の状況

収入	20,907,720円
支出	20,906,291円
差引	1,429円

## 8 監査の結果

施設については、設置後30年以上経過し、経年劣化が見られるものの、清掃が行き届くなど、良好な維持管理が行われるとともに、業務関係書類も整っており、適正に管理・運営されていると認められた。

# 男鹿市体育施設

(指定管理者：一般財団法人 男鹿市体育協会)

## 1 根拠条例

男鹿市都市公園条例、男鹿市 B&G 海洋センター条例、男鹿市公園条例、男鹿市若美球場条例

## 2 指定管理料

76,600,000円

## 3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市体育施設の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市体育施設の管理に関する年度協定書

## 4 管理の対象業務

対象施設：男鹿総合運動公園、男鹿市 B&G 海洋センター、金川近隣公園、船越近隣公園、若美中央公園及び若美球場内の 16 施設

- (1) 施設の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設を活用したスポーツの普及振興に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

## 5 利用料金

男鹿市 B&G 海洋センターは無料。それ以外の施設は、男鹿市都市公園条例、男鹿市公園条例及び男鹿市若美球場条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

## 6 実績

平成29年度利用人数 154,837人(前年度比 98.3%)

## 7 事業収入、支出の状況

収入	79,823,005円
支出	76,853,170円
差引	2,969,835円

## 8 監査の結果

指定管理料の収支内訳をみると、人件費については、指定管理業務と体育協会の一一般業務との仕分けがなく、全額が指定管理料から支出されているので、一般業務に係る人件費は、指定管理料以外の収入をもって充てるべきと考えられる。

また、指定管理業務において純利益が発生した場合の処分については、取り決めがなされていないので、市と体育協会が協議のうえ、方針を定めておく必要がある。